

<報道発表資料>

令和8年10月19日

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

第88回京都市都市計画審議会の開催

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第88回京都市都市計画審議会を開催します。

【開催概要】

- 日時 令和8年11月6日（金）午後2時～
- 場所 ホテルオークラ京都 翠雲
(〒604-0924 京都市中京区河原町御池)
- 議題
 - (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更について（京都市決定）
 - (2) 特定生産緑地の指定について（意見聴取）
 - (3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区の変更について（京都市決定）（京都駅南側地区）
 - (4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更について（京都市決定）
 - (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区の変更について（京都市決定）
 - (6) 廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書の適用）
- 傍聴について
 - (1) 傍聴定員
15名 ※別途、記者席を設けます。
 - (2) 傍聴手続
傍聴の受付は、当日の午後1時30分から午後1時45分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - (3) その他
 - ・ ペーパーレス化の推進による環境負荷の軽減を図るため、本審議会当日の紙資料の配布は行いません。会場内のスクリーンに説明資料を投影しますが、傍聴に当たり、お手元で説明資料及び図面等を御覧になれる場合は、本審議会当日に当課ホーム

ページ（下記URL・二次元コード参照）に審議会資料を掲載しますので、

◇ お持ちのタブレット、パソコン、携帯端末等を使用して閲覧いただくか

◇ 当課ホームページに事前に掲載した資料を印刷して持参いただくか

の対応をお願いします。

なお、会場から当課ホームページに掲載した資料を閲覧される場合には、ホテルの無線LANを利用いただくか、御自身で通信環境を用意していただくようお願いいたします。

【資料掲載 URL】

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_annai/tokei/0000359027.html

【二次元コード】



- ・ 別途、記者席を設けます。録画及び録音については、京都市都市計画審議会傍聴規程第6条第2項に基づき、報道機関の方のみ、会議冒頭（事務局による付議案件の説明が終わるまで）に限り可能です。

なお、録画を希望される場合、会場設営の都合上、11月5日（木）午後4時までには御連絡ください。

- ・ 当日の審議会中に、京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、非公開となることがあります。

● 会場周辺図



地下鉄東西線京都市役所前駅

3番出口（ホテル地下2階と直結）

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越しください。

● 参考：付議案件について

1 生産緑地地区の変更について

市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、位置及び区域並びに面積の変更が生じたため変更しようとするものです。

2 特定生産緑地の指定について

特定生産緑地の指定に当たり、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、本審議会へ意見聴取を行うものです。

3 特定用途誘導地区（京都駅南側地区）、高度地区、及び高度利用地区の変更について

京都市最大の交通結節点であり、世界中から多くの人々が訪れ、行き交う京都の玄関口である京都駅前において、南側地区における都市機能の集積及び豊かな公共空間の創出を図り、京都駅前の更なる魅力の向上を目指して、特定用途誘導地区を変更するとともに、これに伴う適用除外規定等を新たに設けるため、高度地区及び高度利用地区を変更するものです。

4 廃棄物処理施設の敷地の位置について

既存の廃棄物処理施設の老朽化等に伴う建替計画において、その規模が建築基準法施行令の規定を超えることから、同法第51条ただし書に基づく許可が必要となるため、本審議会へ付議するものです。

<お問合せ先>

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話：075－222－3505